平成１７年１２月１４日
監　査　委　員　決　定

平成１８年監査基本計画

１　監査委員の役割

監査委員は、地方自治法により設置された独立の執行機関として、住民の負託を受けて公正不偏の立場から監査を行い、公正で効率的な行財政運営を確保することを責務としている。

今日の都政は、都市再生、防災、治安、少子高齢化対策など、広範な課題に直面しており、厳しい財政状況の下、重点的、効率的な都政運営が求められている。平成１８年度からは、行政運営の透明性やコスト意識の向上等を目指した複式簿記・発生主義会計が導入され、新たにコストやストックなどに関する情報が財務諸表として整備される。

監査委員としては、新公会計制度の適切な運用に留意しつつ、これらの情報も活用し、行財政運営をチェックする機能の中核として、より公正かつ効果的な監査を行っていく。

２　基本方針

平成１８年の監査は、次の基本方針に基づき実施する。

（１）都の事務や事業について、合規性の観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点からも検証する。

（２）監査の実施に当たって、対象部署におけるチェック体制など内部統制の整備・運用に留意する。また、監査結果に基づく改善状況を確実にフォローアップする。

（３）新公会計制度に対応して、監査実施体制を整備するとともに、地方独立行政法人制度､指定管理者制度などの新たな動きにも対応できるよう､監査の専門能力を高める。

（４）監査結果など監査に関する情報を、都民にわかりやすく発信する。また、都民からの住民監査請求に的確に対応する。

３　各監査の方針

平成１８年に実施する各監査については、次の方針によることとし、それぞれの具体的な内容は、別途、各実施計画において定める。

また、監査の実施に当たっては、これまでの各監査で蓄積された情報を活用し、効果的な監査を行う。

（１）定例監査

平成１７年度の都における事務及び事業の執行全般を対象に実施する基本的な監査として、事務や事業が法令等に従って適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施する。

なお、監査を効果的に実施するために、重点的に監査を行う事業又は事項をあらかじめ設定する。

（２）行政監査

都の特定の事務や事業の執行を対象として実施する。

監査の実施に当たっては、その事務や事業が経済的、効率的、効果的に行われているかという観点を主眼とする。

ア　個別事業

各局の個別事業の中から、重点的に掘り下げて検証する必要がある事業又は事項について監査を実施する。

イ　共通事務

各局共通の事務の中から、全庁的、横断的に検証する必要がある事務について監査を実施する。

（３）工事監査

平成１７年度に都が実施した工事を対象として実施する。

監査の実施に当たっては、計画、設計、積算、施工等の各段階において、技術面から当該工事が適正に行われているかという観点を中心とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意する。

なお、監査を効果的に実施するために、重点的に監査を行う事項をあらかじめ設定する。

（４）財政援助団体等監査

都が補助金交付等の財政援助を行っている団体等の、原則として平成１６年度及び平成１７年度の事業執行を対象として実施する。併せて、所管局の当該団体に対する

指導監督が適切に行われているかについても監査を実施する。

ア　補助金等交付団体

都が補助金等を交付している団体について、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として監査を実施する。

イ　出資団体

都が出資や出えんを行っている団体について、その事業が出資や出えんの目的に沿って適正に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかという観点とともに、費用対効果をはじめとする経営的な観点からも監査を実施する。

（５）決算審査

平成１７年度決算を対象として実施する。

ア　各会計歳入歳出決算審査

出納長が調製する各会計の決算計数が適正なものとなっているか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査する。

イ　公営企業各会計決算審査

決算計数が適正なものとなっているか確認するとともに、経営成績、財政状態及び建設改良事業について審査する。

（６）基金運用状況審査

平成１７年度の東京都区市町村振興基金及び東京都用品調達基金の運用状況を対象として、基金運用状況調書等の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査する。

（７）例月出納検査

各会計の毎月の現金の出納を対象として、毎月の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、検査当日の保管現金の確認を行う。

４　各監査の実施期間及び報告・公表時期

各監査の実施期間及び報告・公表時期は、次の表のとおりである。

（表）各監査の実施期間及び報告・公表時期

監　査　区　分	実　施　期　間	報　告・公　表　時　期
定例監査	１月中旬～　９月上旬	平成１８年９月
行政監査	９月上旬～１２月上旬	平成１９年２月
工事監査	２月上旬～１２月上旬	平成１９年２月
財政援助団体等監査	９月上旬～１２月上旬	平成１９年２月
各会計歳入歳出決算審査 （基金運用状況審査を含む。）	７月下旬～　９月上旬	（平成１８年９月）
公営企業各会計決算審査	６月上旬～　８月下旬	（平成１８年９月）
例月出納検査	毎月２６日から月末の間	平成１８年６月、９月、１２月及び平成１９年２月

（注）１　報告は、都議会、知事及び関係する行政委員会に行う。
　　２　決算審査結果は、知事に提出され、知事が決算とともに、都議会に提出する。

【参考図：監査実施期間】

